

2025年 2月13日

各 位

東奥信用金庫

令和7年2月4日から大雪により被災された福島県の皆さまへ

このたびの大雪により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

当金庫では、このたびの大雪による被害により、災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

記

- 預金証書、通帳ならびにお届出の印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
ご本人さまを確認できる資料をお持ちください。
- 定期預金などの期限前の払い戻し（中途解約）や、当該預金を担保とする貸付についても対応いたします。
- 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
- 今回の災害における手形・小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分などに配慮いたします。
- 損傷した紙幣や貨幣の引換えについてご相談に応じます。
- 国債を紛失した場合のご相談に応じます。

以 上

詳しくは、お取引店またはお近くの当金庫窓口にお問い合わせください。